事例

## 《判例評釈》

つき日本の国際裁判管轄が肯定されたするドイツ人に対する離婚請求訴訟に日本に居住する日本人のドイツに居住

村上正子

頁・判タ九二〇号一四一頁。一四五一頁・家月四八巻一一号五三頁・判時一五七八号五六一四五一頁・家月四八巻一一号五三頁・判時一五七八号五六最高裁平成八年六月二四日第二小法廷判決/民集五〇巻七号

### 【事実の概要】

大が平成二年三月十四日に言い渡され、同年五月八日に確定し決が平成二年三月十四日に言い渡され、同年五月八日に確定し表判所に離婚及び親権に関する訴訟を提起した。Xへの呼出し、その後、ドイツに戻る意思のないことをYに告げ、日本で生活するようになった。Yは、平成元年七月八日、ドイツので生活するようになった。Yは、平成元年七月八日、ドイツので生活するようになった。Yは、平成元年七月八日、ドイツので生活するようになった。Yは、平成元年一月にYがXく統一前)で婚姻生活を営んでいたが、平成元年一月にYがXく統一前)で婚姻生活を営んでいたが、平成元年一月にYがXく統一前)で婚姻生活を営んでいたが、平成元年一月にYがXく統一が、平成元年で表表し、日本の人・女)は、昭和五七年にドスペークを表表し、日本の人・女)は、昭和五七年にドスペークを表表し、日本の人・女)は、昭和五七年にドスペークを表表し、日本の人・女)に、日本の人・女)に確定し、「中国の人・大の人・女」にない、日本の人・女」にない、日本の人・女」にない、日本の人・女」にない、日本の人・女」にない、日本の人・女」にないことを表表し、「中国の人・女」にない、日本の人・女」にない、日本の人・女」にない、日本の人・女」にない、日本の人・女」にない、日本の人・女」にない、日本の人・女」にない、日本の人・女」にない、日本の人・女」にない、日本の人・女」にない、日本の人・女」にない、日本の人・女」にない、日本の人・女」にない、「中国の人」にない、「中国の人・女」にない、「中国の人・女」にない、「中国の人・女」にない、「中国の人・女」にない、「中国の人・女」にないましている。「中国の人・女」にない、「中国の人・女」には、「中国の人・女」にない、「中国の人」にない、「中国の人」にない、「中国の人」にない、「中国の人」にない、「神国の人」にない、「中国の人」にないるいいるいい、「中国の人」にない、「中国の人」にない、「中国の人」にないり、「中国の人」にないるいいいいるいい、「中国の人」にない、「中国の人」にない、「中国の人」にない、「中国の人」にない、「中国のい、「中国の人」にない、「中国の人」にない、「中国の人」にない、「中国の人」にない、「中国の人」にない、「中国の人」にない、「ない、「中国の人」にない、「ない、「中国の人」にない、「ない、「ない、「ないいい、「ないり、「ない、「ない、「ないり、「ないいい、」

られるか否かが争点となった。は、第一審以来、離婚請求について日本の国際裁判管轄が認めは、第一審以来、離婚請求について日本の国際裁判管轄が認めがYに送達されたのは、平成二年九月二〇日であった。本件で地方裁判所に本件離婚訴訟を提起した。なお、本件訴訟の訴状た。一方、X&Yとほぼ同時期の平成元年七月二六日に、浦和

# 判旨】 上告棄却

連邦共和国においては、 害があるかどうか及びその程度をも考慮し、 国に離婚請求訴訟を提起することにつき法律上又は事実上の障 法律の定めがなく、国際的慣習法の成熟も十分とは言い難いた 当然というべきである。しかし、被告がわが国に住所を有しな の権利の保護に欠けることのないよう留意しなければならない。 慮すべきことはもちろんであるが、他方、原告が被告の住所地 たっては、応訴を余儀なくされることによる被告の不利益に配 って決定するのが相当である。そして、管轄の有無の判断に当 が国の管轄を肯定すべきかについては、国際裁判管轄に関する あることは、否定しえないところであり、どのような場合にわ が国との関連性が認められ、わが国の管轄を肯定すべき場合の い場合であっても、原告の住所その他の要素から離婚請求とわ わが国に住所を有する場合にわが国の管轄が認められることは 無を決定するに当たって考慮すべき重要な要素であり、 これを本件についてみると、前記事実関係によれば、 離婚請求訴訟においても、被告の住所は国際裁判管轄の有 当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従 前述の判決の確定により離婚の効力が 離婚を求める原告 ドイツ

異にし本件に適切ではない。」 用の判例(最高裁昭和三九年大法廷判決―筆者注)は、 る原審の判断は、 肯定することは条理にかなうというべきである。 考慮すると、本件離婚請求訴訟につきわが国の国際裁判管轄を 提起する以外に方法はないと考えられるのであり、 可能性が高く、 に婚姻が終了していることを理由として訴えが不適法とされる 被上告人がドイツ連邦共和国に離婚請求訴訟を提起しても、 ていないといわざるを得ない。 欠くためその効力を認めることができず、 わが国においては、右判決は民訴法二○○条二号の要件を 被上告人と上告人との婚姻は既に終了したとされている 被上告人にとっては、 結論において是認することができる。 このような状況の下では、 わが国に離婚請求訴訟を 婚姻はいまだ終了し この点に関す 右の事情を 所論引 仮に 既

# 【評釈】 本件判旨の結論に賛成

決との関係において注目すべき判決である。 の最高裁判例であり、外国人同士の離婚事例を扱った三九年判の最高裁判例であり、外国人同士の離婚事例を扱った三九年判 者の一方が日本人である場合の離婚請求訴訟としては、 裁大法廷判決があるが、本判決はそれ以来三○余年ぶり、 離婚請求訴訟の国際裁判管轄については、 昭和三九年の最高 初めて 当事

## 従来の判例

.規定する成文法規は存在しないとするのが一般的な理解であ 従ってかつては、 が国には、 離婚事件の国際裁判管轄について、 その欠缺を補充すべき準則に関して学 それを直接

> 裁判例によって踏襲され、その後の下級審判例も、概ねこれに轄を認めるとするものであった。このルールはその直後の最高 場合」には例外的に原告の住所地国である我が国に国際裁判管 従っているといえよう。 三九年三月二五日大法廷判決は、この問題について初めて統 された場合、被告が行方不明である場合、その他これ ル)は、原則として被告住所地国主義を採用し、「原告が遺棄 的見解を示した。ここで判旨が提示した基準(以下三九年ル ・判例はかなりの分裂を示していた。その中で、最高裁昭:

説

認訴訟を提起する事例についても近年判決が下されている。(?) 判管轄を肯定した。 異なるが、統一教会の合同結婚式に参加して韓国人と婚姻し、 轄(離婚)について合意があることである。また、若干事情 送っていたが、日本人配偶者が何らかの理由で日本に帰国 を放置することの回避及び原告の保護を根拠に我が国の国際裁 原告が被告の住所地である韓国で婚姻無効確認を求める方法 的にも成立していないという跛行婚の状態であることを認定し、 こでは、 日本で婚姻届を提出した日本人が、その後我が国で婚姻無効確 定する根拠とされたのは、主に被告の異議なき応訴ないしは管 級審判例において、この類型につき我が国の国際裁判管轄を肯 合」という本件類似の事例に的を絞って見てみよう。従来の下 自己の住所地を管轄する日本の裁判所に離婚訴訟を提起した場 ここで特に、「一方が日本人である夫婦が外国で婚姻生活を 国際私法生活における正義公平の理念に照らし、 韓国では未だに婚姻届が出されておらず、婚姻が形式 跛行婚

といえよう。

という事情を考慮し、 別として結果からみる限り、 判例法として確立し、 うとするのが、 所を有する原告に被告の住所地国での訴訟提起を期待できない でなくても被告の保護に欠けることのない事情や、 国際私法生活上における正義・公平の理念に基づき、三九年ル 以上を通じてみると、 、の例外事由にあたる場合も含めて、被告の住所地での訴訟 ているかについては疑問を呈する見解もあるが、 三九年大法廷判決後の下級審判例の主流である その後の下級審判例によって厳格に踏襲 広く我が国の国際裁判管轄を認めていこ 三九年大法廷判決の示した判断基準が 被告の住所地が我が国になくても、 我が国に住 その点を

## 従来の学説

当初から指摘されていた。 るのかについて議論が錯綜していた。その中で下された前記大 る期間の長さ、「その他これに準ずる場合」とは の「遺棄」の概念、 かなる場合を指すのか、 法廷判決は、 基準を国籍とするのか、それとも夫ないしは妻の住所地とす 最高裁判決以前は、 いわゆる被告住所地主義の原則に対する例外的事由とは 他方、最近になってこの三九年ルール自体の妥当性を批 例外とされる事情の類型化が今後の課題であるとされて 一般的に管轄の有無を判断するための基準ルールとして 当該事案の妥当的解決としては概ね支持されたも 被告が行方不明の場合に管轄を認めるに足 判例同様学説においても、国際裁判管轄 その内容、 具体的には、原告が遺棄された場合 範囲につき解釈上の問題 いかなる場合 が

> 判し、 う点で共通している。 の共通住所地)」を管轄の有無の決定基準として重視するとい る学説がいくつか登場してきた。これらの学説は、 わが国にない場合の処理の仕方として、「婚姻生活地 新たな基準を定立、ないしは若干の修正を加えようとす 被告の住所

が

我が国にないことを理由に我が国の国際裁判管轄を常に否定す 認めようとする見解も見られる。いずれにせよ、婚姻生活地 証を特別に要求することによって、より柔軟に我が国の管轄を低 のでである。 のは のな防禦の機会を保障すべく十分留意しつつ、事案ごとの比較 告の日本社会への定着性の強さを我が国の国際裁判管轄を認め められないとされている。その一方で、日本に住所を有する原(3) る見解は見られず、何らかの形で原告の権利保護に欠けること 衡量を行う、もしくは日本での訴え提起の必要性、正当性の挙 る上での重要なメルクマールとして、訴訟上外国の被告の実質 て位置づけられ、極めて例外的な場合にしか我が国 の応訴もないような場合は、一種の緊急管轄の肯否 ないよう配慮していると思われる。 これに対して、婚姻生活地が一貫して外国にあり、 の管轄は認 の問題とし か 0

#### 判旨の意義

従って補充するのが相当であるとし、 法の欠缺を、 判旨は、一 場合でも、 (1)このような判例・学説の動向をふまえて本件判旨を見ると、 般論としては、 当事者間の公平、 正義・公平の理念から広く管轄を認めていこうと 離婚事件の国際裁判管轄についての 裁判の適正・迅速により条理 被告の住所が我が国にな

として承認が拒絶された結果、

わが国から見れば管轄を有して

、(E) 別の新たな基準を立てることを意図したものではないと思わ は一般論の限度では三九年ルールの延長線上にあり、 要のあることを確認したといえるであろう。 ルとして、 夫婦の一方が日本人である場合にも当然に、一般的な管轄ルー が保障されるべきであるという点を重視していたが、 に対しても日本人と同様に我が国の裁判所で救済を受ける権利 趣旨をどう解するかであるが、 ち、三九年判決は、外国人間の離婚訴訟の事案につき、 際裁判管轄の有無の判断基準は同一であると思われる。 留意しており、 被告の不利益と離婚を求める原告の権利の保護とのバランスに うものである。 原告の権利保護に欠けることのないよう留意する必 この点で、両判決の根底にある、離婚事件の 問題は、 判旨が三九年ルールの適用を否定した 判旨は、 応訴を余儀なくされる 従って、 それとは 本件判旨 本件は、 外国人 すなわ 国

判管轄を認めることが条理にかなうとしたところにある。本件告の利益が十分に保護されない場合に例外的にわが国の国際裁 確定しているが、 た問題である。その意味で、本件が、 判管轄の一般理論の枠内では明確には認識されていなかったケ のような事案は、 スで、学説によっても極めて例外事例とされる部類に入るも (2)しかし、本件判旨の直接的意義は、 (8) むしろ従来「緊急管轄」として別個に議論されてい 三九年ルールを前提とした離婚事件の国際裁 それがわが国では承認要件を充たしていない 例えば外国で既に判決が 法律上の障害ゆえに原

> いると思われる当該国ではもはや訴えを提起しえない場合の問 を 本件判旨の先例的意義があると思われる。、国際裁判管轄の有無を判断する条理の枠内で処理した点

題

前記大法廷判決及びその後の下級審判例の流れに沿

#### 判旨 ぁ 評価

四

(1)

ては、 て位置づけられるべきであろう。 告住所地管轄は、 うがより適切であると思われる。 との妥当性にもつながるが、むしろ婚姻生活地を原則とするほ 財産関係事件と同様の被告住所地主義を原則として採用するこ 適用がまずなされるべきであろう。これは、(ミl) 身分関係の安定を害する恐れがあることも否定できない。 しか 具体的準則なしに、純然たる利益衡量による判断は、 適正・迅速を事案ごとに考慮することによって、その事案に即 ここでは問題の指摘のみに留めるが、渉外離婚請求事件につい ことよりも事案の妥当な解決を優先したと思われることか し、本件判旨が国際裁判官管轄についての新たな基準を立てる の定めを不確実・不安定かつ予測不可能なものとして、 した妥当な解決は確保されよう。しかしその一方で、拠るべき に検討されるべきであろう。 する法規の欠缺を条理によって補充することの妥当性は、 に評価されるべきか。まず、 判旨の一 離婚事件の国内土地管轄の規定である人訴法一条の類推 般論の評価 他の管轄事由と並立する、 確かに、当事者間の公平、裁判 離婚請求訴訟の国際裁判管轄に関 では、このような判旨はどの 本件判旨に即していえば、 離婚事件について、 条理の一 内容とし 裁判管轄 よう

判旨が、 特に離婚を求める原告の権利保護に留意すべ

みによっ

たのでは国際裁判管轄の消極的抵触を生ずる場合と、

3 としたことによって、 法律上又は事実上の障害があるかどうか」を考慮すべきである 特に原告に対する国際私法生活上の正義・公平の理念を重視し 場合にも、学説が重視する原告の我が国への定着性や我が国で ることから、 に考慮された事情は、 ኒጉ 被告の住所地での訴訟でなくても被告の保護に欠けることにな れていた「原告が遺棄された場合、 きると思われる。 ついても妥当な解決を導ける基準を示したという点は、 いたのは適切とはいえないであろうし、 |原告が被告の住所地国に離婚請求訴訟を提起することにつき 「法律上の障害」である。この点で、 訴え提起の必要性等を条理の枠内で考慮することによって、 らみると、 本件判旨には不適切であるとされた理由があるといえよう。 な (2)、た従来の下級審判例の立場を明示したといえよう。 |準ずる場合| が法律上許されない、 こるべきである。これに対して本件で管轄を肯定されるため 事情 本件事案の解決につい 情であり、 被告の住所地や夫婦の婚姻生活地が我が国 被告の住所地国での訴訟提起を原告に期待できな わが国で承認されない外国判決の存在がその外国 「その他これに準ずる場合」もこれに即して解 すなわち、 の典型例として「跛行婚」の場合を挙げて 三九年ルールでは処理し切れない事例に 被告の住所地国での訴え提起 て もしくは不可能であろうという、 三九年ルールで例外として挙げら 私 被告が行方不明の場合」は、 は 一部の学説が「その他 ここに、三九年 本件事案の解決の観点 (権利の実 評価で 特に、 でな 1 n

> れている。この理論が適用され利保護の必要が存するときは、 轄を肯定すべきであるとした判旨は妥当であると考える。 によって不可能であり、 国裁判所は外国における裁判手続が法律上または事実上の原因 も述べたように、 する以外に権利保護の方法がない場合にはわが国 おける訴えの提起の障害となるが故に、 緊急管轄の理論が従来挙げられていた。 この理論が適用される場合としては、①一 権利保護の拒絶を回避するための理論とし もしくは規範的に期待しえず、 常に国際裁判管轄を有すると わが国に訴えを提起 これによれ の 国際裁判管 般原則 かつ権 ば

は

|のスタートを求めるがゆえに訴えを提起するという側面

であるとしたことは、

身分関係事件の場合には、

原告

が新

生

が

あろう。 起している。 当該外国訴訟の訴訟物とは別の自己の権利を主張して訴えを提 ある。 た当事者が、その判決の効力の内国における承認を求めたのに の不承認が挙げられるのは、「管轄のある外国で勝訴判 件をもって最高裁が緊急管轄を認めたと評するのは若干性急で 承認となる場合とが挙げられる。本件は②の場合であるが、 ②外国で取得された判決が内国における承認の要件を欠き、 認めるための要件として挙げられている「原告の権利保護 法理の適用事例とは必ずしも一致しない。 た場合」(本件にてらしてみれば、 それが拒絶されたため、 わが国の裁判所に改めて離婚の訴えを提起したという状況) これに対して本件では、 すなわち、緊急管轄の法理の適用場面として外国判決 条理による国際裁判管轄の決定という一般原則 従って、 そもそも従来考えられていた緊急管轄 内国において同旨の訴えを再度提起し 外国の訴訟で敗訴した当事者が、 ドイツ人である妻のほうが むしろ、 の適 の必 を の

用 旨の趣旨に合致するものと思われる。 あたって考慮すべき一つの要素としたと考えるのが本件判

的分配ルールが骨抜きになるようなことがあってはならないのちろん、国際社会における裁判機能の各国の裁判機関への合理 障のためにわが国の裁判所の門戸を開かせるに足る根拠がなけ 階で既に重要な要素となることは否定できまい。その際にはも 二の要件として、 婚請求とわが国との関連性」である。ここで、原告の国籍や住 利が当然に保障されているというわけではなく、その権利の保 保障したものにとどまり、裁判を受ける権利の保障は無制限で ればならない。そのための第一の要件が、本件判旨のいう「離 裁判を受ける権利の保障も、 管轄は極めて例外的事例に限られるべきではあるが、(原告の) るとしていた。確かに、司法拒絶の危険回避を根拠とした特別(ミメ) はなく、 の学説は、憲法三二条は、 はならないという観念があるといえよう。この点について従来 いえるであろう。 一裁判を受ける権利の保障」の要請という点で共通していると 訴えとわが国との間に何らかの関連性が認められれば、 わが国の裁判所に訴えを提起した者全てに裁判を受ける権 原告がわが国の裁判所で裁判を受ける必要性がより重視 我が国での定住の意図等も総合的に考慮されることにな 当事者の「裁判を受ける権利の保障」を不当に奪って 国際民訴法上裁判管轄権が肯定される場合に限定され 緊急管轄の法理と本件判旨の基礎にある概念は、 すなわち、 被告が自己の住所地国で裁判を受ける権利よ 単に一般的・抽象的に裁判請求権を 国際裁判管轄の有無を判断する段 管轄の有無を判断する際には その

> に原告の住所地国である我が国に国際裁判管轄が認められるの の原告に対して、わが国の管轄を認める義務があるといえよう。 の国でも救済され得ないような場合には、 ප් それでは、本件のように外国判決が承認されない場合には常 れるべきである場合、それを認めなければも わが国の裁判所はこ は や原告がどこ

従っ がわが国でも原告となっているならまだしも、夫である原告に 性は高い。しかし、ドイツで公示送達をしたうえで勝訴した妻 緊急性・相当性を判断するためには、事実審に差し戻し、ド 原告の権利保護の必要性の程度も変わってくると思われる。(タロ) 活における正義公平の理念からは到底是認できないと思われ その負担を負わせるのは、 ることであり、 りえたとする。)確かに、本件では離婚は両当事者が望んで ツで公示送達がなされた事情等の解明を尽くすという方法も が望ましいとする見解もある。(もしくは、わが国での救済(認) めて離婚訴訟を提起してわが国でも承認可能な判決を得るほ 均衡状態の回避という観点から、ドイツで再審を経た上で、 可能と確定的には言い切れないとしたうえで、 の点について、本件では、原告のドイツでの離婚提訴が全く不 訴法二〇〇条のどの要件によって承認が拒絶されたかによって、 さらに検討を要するであろう。外国判決の承認要件を定めた民 か。これについてはここでは深く立ち入ることはできない て、 その点でドイツとわが国とで不均衡な法状態が生じる可 原告の権利保護の必要性を認めた本件判旨は支持でき 実質的な争点は親権者指定であるともいえる 当事者間の公平ないしは国際私法生 国際的な法的不 改 1 の

る。

è

と思われる。 (3) 身分関係事件に限らず、財産関係事件についても妥当するもの 外的な場合に限られるし、またそのような事例はさほどないと も思われが、その基礎にある原告の権利の保護という観念は、 の回避のために我が国の国際裁判管轄を認めるべき場合は、 最後に、本件判旨の射程についてであるが、権利保護の拒絶 例

- (1) 最判昭和三九年三月二五日民集一八巻三号四八六頁
- (2) 本判決の評釈:山下郁夫・ジュリー一〇三号一二九頁 〈下〉一七四頁。 年度重判解二八七頁、海老沢美広・リマークス一九九七 渡辺惺之・法教一九五号一○六頁、多喜寛・ジュリ平成八
- 3 郎・渉外判例百選〈第二版〉一八八頁参照 最判以前の判例・学説を概観するものとして、 早田芳
- 4 最判昭和三九年四月九日家月一六巻八号七八頁(管轄
- (5) 昭和六○年までの下級審判例については、道垣内正人 二〇頁以下の一覧表において概観されている。 「離婚事件の国際裁判管轄権」ひろば三九巻一一号一三頁(
- 6 五号一四一頁(応訴管轄)、浦和地判昭和五八年十二月二 (合意管轄)、東京地判昭和五八年十二月十六日判時一一二 日判時一一一二号一一二頁 名古屋地判平成七年二月一七日判時一五六二号九八頁; 東京家審昭和四八年十月十八日家月二六巻七号五〇頁 (離婚につき同意)等。

- 福岡地判平成八年三月十二日判々九四〇号二五〇頁等。
- 8 道垣内・前掲(5)一三頁以下。
- 場合)に含まれるものとして処理している。 組で判断し、同一離婚関係の婚姻事件につき訴訟係属があ 八九一号二四八頁は、裁判管轄の有無を三九年ルールの枠 管轄を肯定した判例が大多数を占めていることからも明ら にあたるとして、原告の住所地国である我が国の国際裁判 ることを、例外的管轄を認める事由(その他これに準ずる かである。ちなみに、名古屋高判平成七年五月三〇日判タ このことは、三九年ルールに従いながらも例外的事由
- 10 外判例百選〈第二版〉一九一頁。 田村精一・渉外判例百選〈第三版〉二一一頁、同・渉
- (11) 石黒一憲・現代国際私法(上)三三五頁以下、 下、貝瀬幸雄「離婚事件の国際裁判管轄小考」法政論集 頁以下、多喜寬「国際私法三題」法学五一巻三号五〇頁以 完)熊本法学四四号一三頁以下、道垣内・前掲(5)二〇 治「法外離婚訴訟における国際裁判管轄について(2・ (名大)一四〇号一頁、二二頁以下。
- <u>13</u> (1) これ以前から婚姻生活地を重視していたのは、久保岩 秋場準一「渉外判例研究」ジュリニー三号八○~八一頁。 で困難と認められるようなケースを例として挙げている。 破綻した後に帰国せざるを得なかった妻が、再び外国に赴 太郎・海老沢美広「渉外判例研究」ジュリー六一号六八頁' いて離婚訴訟を提起・維持することが経済的事情等の理由 多喜・前掲(11)五二~五三頁は、外国で婚姻生活が

- と思われる。
- 二七頁。(4) 石黒一憲「渉外訴訟における訴の提起」講座民訴二巻
- 六頁)。(上)」判時一三一五号一六四頁、一六八頁(判評三六七号(上)」判時一三一五号一六四頁、一六八頁(判評三六七号))渡辺惺之「渉外離婚をめぐる若干の問題について
- (6) 従って、三九年ルールは今後も離婚事件の国際裁判管ものであると思われる。
- 本件判旨と緊急管轄理論との関係に言及している。また、河台法学一〇巻二号六三頁、八〇頁。なお、竹下教授は、河台法学一〇巻二号六三頁、八〇頁。なお、竹下教授は、本件判旨を、マレーシア航空判決(前掲(16))で掲げられていた「条理」という抽象的基準を、身分関係訴訟を含む、渉外訴訟の国際裁判管轄を定める一般原則に捉えなおむ、渉外訴訟の国際裁判管轄を定める一般原則に捉えなおむ、渉外訴訟の国際裁判管轄」を(17) 竹下守夫「権利保護の拒絶の回避と国際裁判管轄」駿

- 二号二六頁等。 人「立法論としての国際裁判管轄」国際法外交雑誌九一巻立法論として緊急管轄規定の必要性を説くのは、道垣内正立法論として緊急管轄規定の必要性を説くのは、道垣内正
- (19) 竹下・前掲(17)七七頁。
- 下守夫・金商六三七号四九頁、五三頁参照。(20) この批判は、財産関係事件についてもあてはまる。竹
- (21) 多喜・前掲(2)二八九頁。
- (2) 西島太一「身分関係事件の国際裁判管轄権総論」阪法(2) 「計算と言う」「1)」
- 3) 石黒・前曷(1)三三六夏。四六巻六号九八一頁、九九〇頁。
- (23) 石黒·前掲(11)三三六頁。
- (25) 多喜・前掲(2)二八八頁。田村・前掲(14)二一一(24) 道垣内正人「判批」ジュリ八七七号一二七頁。

頁。「その他これに準ずる場合」の例としては、被告の応

- 報資料版一四号一九頁以下。(26) 山田鐐一・村岡二郎「法例改正要綱試案解説」法律時訴や国外追放等が挙げられる。
- 六頁参照。 (27) 緊急管轄の理論一般については、竹下・前掲(17)七
- (2) 江川英文・ジュリ三〇三(2) 竹下・前掲(1)七七頁。
- (29) 江川英文・ジュリ三〇三号九四頁。
- (引) この点の詳しい検討については、竹下・前掲(17)八(31) 矢澤・前掲(11)二四頁。
- 二頁以下参照。
- (33) 竹下・前掲(17)七八頁。ただし、同八〇頁以下は、(32) 渡辺・前掲(2)一〇七頁。

本件のような身分関係の事例と財産関係事件とを区別すべ きであるという。 [付記] 校正段階において、本件評釈として、小野寺則

夫・平成八年度主判解説(判タ九四五号)三一四頁、道垣

内正人・ジュリー一二〇号一三二頁に接した。 (一橋大学大学院博士課程)